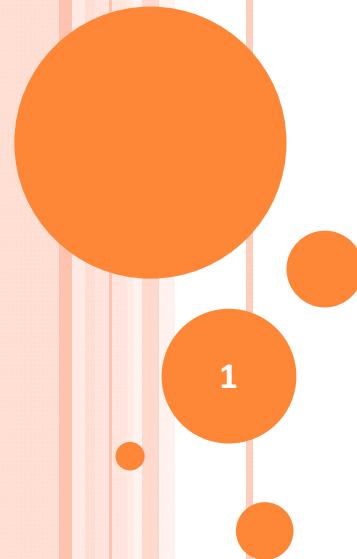


# オオタカの国内希少野生動植物種の 指定解除にあたっての課題とその保全策 について



日時:平成28年2月13日(土)  
場所:大阪社会福祉指導センター

環境省 希少種保全推進室

# 国内希少野生動植物種とは

その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある  
野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。

- ア その存続に支障を來す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を來す事情がある種
- イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地が消滅しつつあることにより、その存続に支障を來す事情がある種
- ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を來す事情がある種
- エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を來す事情がある種

# 国内希少野生動植物種の指定解除について



## 【絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(平成26年4月策定)】

○個体数の回復により環境省レッドリストカテゴリーから外れ、ランク外と選定された場合、指定を解除する。

○カテゴリーが準絶滅危惧(**NT**)へとダウンリストし、次のレッドリストの見直しにおいても絶滅危惧**II類(VU)**以上に選定されない場合、解除による種への影響も含めた指定解除についての検討を開始する。

→解除したことにより個体数が減少し、再び環境省レッドリストカテゴリーが上がり絶滅危惧種に選定される場合には、再度指定することを検討する。

# オオタカの国内希少野生動植物種の指定解除



## オオタカに関するレッドリスト等の経緯

- 平成 3年 第1次レッドデータブック公表  
オオタカはV(危急種。現行カテゴリーのVU)
- 平成 5年 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種指定  
(特殊鳥類法による特殊鳥類指定を引き継ぐ)
- 平成 8年 猛禽類保護の進め方公表(平成24年改訂)
- 平成10年 第2次レッドリスト(RL)公表  
オオタカはVU(絶滅危惧 II 類)
- 平成18年 第3次RL公表 オオタカはNT(準絶滅危惧)
- 平成24年 第4次RL公表 オオタカはNT(準絶滅危惧)

# オオタカの国内希少野生動植物種の指定解除



- ・ オオタカが過去2回のレッドリスト改訂で「準絶滅危惧」であったことを踏まえ、環境省はオオタカを種の保存法の「国内希少野生動植物種」から外すことについて検討を開始。
- ・ 平成26年10月に開催された中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において、種の保存法の信頼性確保の観点から指定解除の方針について合意を得た。
- ・ その一方、指定解除する際の課題について検討する必要性が指摘されたことから、その後対応について検討を行った。
- ・ 本意見交換会では、環境省が考える保全施策について一般の方や関係団体と意見交換を行うもの。

# 指定解除にあたっての課題と対応について



- ①捕獲等の規制
- ②流通の規制
- ③輸出入の規制
- ④開発等への対応
- ⑤里地里山の保全
- ⑥モニタリングの実施
- ⑦指定解除後の再評価

## ①捕獲等の規制



### 【現状】

- ・種の保存法、鳥獣法による捕獲等の規制。

### 【指定解除にあたっての課題・懸念】

- ・種の保存法解除により捕獲が可能になるとの誤解。

### 【指定解除後の対応】

- ・鳥獣法により、引き続き捕獲が規制される。  
→「希少鳥獣」の指定解除により、許可権限は県へ。
- ・生きている個体は、鳥獣法に基づく飼養登録の対象となる。(都道府県に登録。1年更新。足輪装着。)
- ・鳥獣法では、愛がん飼養・販売目的での捕獲は許可されない。

## ②流通の規制



### 【現状】

- ・種の保存法による譲渡し等の規制。

### 【指定解除にあたっての課題・懸念】

- ・流通規制がなくなることによる違法捕獲増加の懸念。

### 【指定解除後の対応】

- ・鳥獣法による販売規制措置(「販売禁止鳥獣等」への追加)を検討中。

※鳥獣(加工品、繁殖したものを含む。)又は卵について、  
都道府県知事の許可を受けた場合を除き、販売を禁止。

## ③輸出入の規制

### 【現状】

- ・種の保存法による輸出入の規制
- ・ワシントン条約付属書Ⅱ掲載種のため外為法による水際規制(年間100羽前後の別亜種が輸入)。



### 【指定解除にあたっての課題・懸念】

- ・輸出入個体と違法捕獲個体とのすり替え等の懸念。

### 【指定解除後の対応】

- ・ワシントン条約付属書Ⅱ掲載種であることは変わらないため、外為法による規制は継続。
- ・鳥獣法により、輸出入個体が適法に捕獲等がされたことを証明する書類の添付、輸入個体への標識装着の義務付け(輸出入を規制する鳥獣及び「特定輸入鳥獣」への追加)を検討中。

## ③輸出入の規制

- ・オオタカ識別マニュアル  
(平成20年3月発行)の改訂

現行版のオオタカとチョウセンオオタカとの識別マニュアルに、近年国内への輸入個体が多いヨーロッパオオタカ等を追加した改訂版のマニュアルを作成。



<http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/otaka.html>

	2009	2010	2011	2012	2013	計
クズベキスタン	77	66	24	37	23	227
イギリス	1	24	40	65	64	194
オーストリア	22	16	6			44
ドイツ		11		14		25
ベルギー		7	2	3	4	16
カナダ	1	2		7		10
アメリカ合衆国	1	1	3	2	2	9
ハンガリー				4	1	5
スペイン				4		4
アラブ首長国連邦		4				4
	102	131	75	136	94	538

## ④開発等への対応



### 【現状】

- ・環境アセスメント(国、県)や各種開発行為において環境保全措置を検討するに当たり、「猛禽類保護の進め方」を活用

## ④開発等への対応(猛禽類保護の進め方)

猛禽類保護の進め方(改訂版)

—特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて—

平成24年12月作成

環境アセスメント等への活用を目的に、イヌワシ、クマタカ、オオタカについて生活サイクル、行動圏、利用する環境などを整理し、調査方法、利用頻度別の区域の保全措置等を取りまとめたもの。

環境省ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/guideline/moukin.html>

※「猛禽類保護の進め方」で検索

猛禽類保護の進め方(改訂版)  
—特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて—

平成24年12月  
環境省自然環境局野生生物課

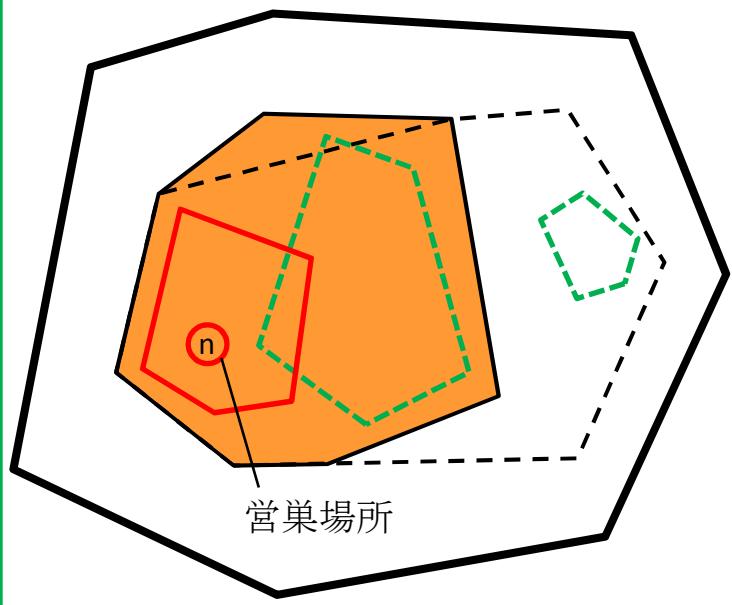
## ④開発等への対応(猛禽類保護の進め方)

### <オオタカの調査>

調査期間:2営巣期を含む1.5年以上の期間

調査項目:①営巣場所、②繁殖状況、③行動圏の内部構造(行動圏、高利用域、営巣中心域)、④自然環境(地形、食性、気象)、⑤社会環境(土地利用状況、法規制、開発計画等)

#### 行動圏の内部構造



□ 営巣中心域: 営巣場所やそこに近接するねぐらのとまり場所など

□ 高利用域: つがいが高頻度で利用する範囲。重要な採草地やそこへの移動ルートを含む。営巣期と非営巣期で面積や場所が異なることが多い。

□ 採食地: 主に高利用域内に位置することが多い、採食に利用される場所。

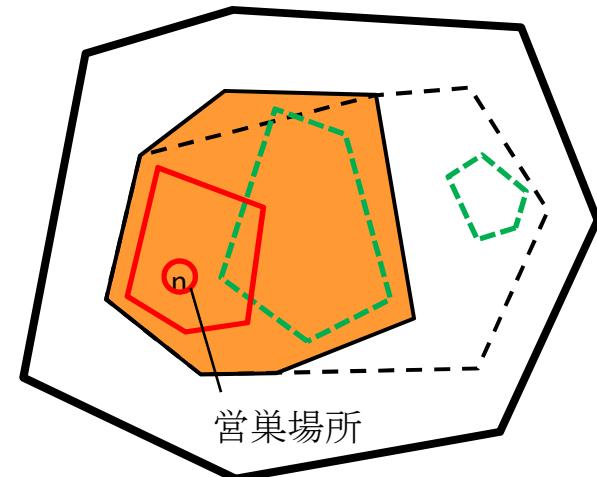
□ 行動圏: つがいが通常の生活を行うために飛行する範囲。

## ④開発等への対応(猛禽類保護の進め方)

<各行動圏におけるオオタカの保全措置>

### 営巣中心域 □

- ・住宅、工場、鉄塔等の建造物、道路の建設、森林の開発は避ける必要がある。
- ・営巣期(2~7月)の人の立ち入りはオオタカの生息に支障がある(イギリスでは段階的に営巣木に近づきながら工事をするという事例あり)。
- ・林業は、間伐や非繁殖地(9~12月)の小面積の伐採は可能。ただし、営巣木の周辺50m以内は、営巣の障害となる木やつる類以外は伐採しない。



→営巣中心域を避けて事業を実施することが困難なケース、開発の途中で開発予定地オオタカが営巣するケースのうち、特に公益上の視点から営巣中心域での事業実施を避けられない場合には、代償措置として代替営巣地の確保及び人工代替巣の利用も考えられる。

## ④開発等への対応(猛禽類保護の進め方)

<各行動圏におけるオオタカの保全措置>

### 高利用域

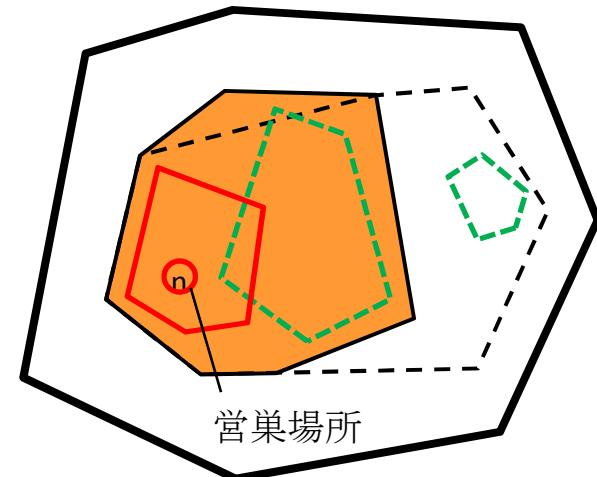


営巣



非営巣

- 市街地、住宅地、工場、ゴルフ場、各種施設などオオタカの食物となる鳥獣の生息不適地の増加と生息地の分断化、自然環境の単純化に注意。
- 平地の場合は様々なタイプの環境の確保など、山地の場合は伐採面積の小規模化などにより、自然環境及び生物多様性の維持に努めることが望ましい。
- 新規開発については採食地確保への配慮が必要。



→一般に採食環境の悪い地域などではオオタカの分布密度が低く、つがいの行動圏、高利用域は広くなる。また、採食地の喪失が繁殖への大きな痛手になると推測されるため、潜在的な採食環境も含め採食地が保全されることが重要。

## ④開発等への対応(猛禽類保護の進め方)



### <保全措置検証のための調査とフィードバック>

- ・毎年の繁殖の成否及びその状況を調べる。
- ・期間は少なくとも各区種の開発事業の実施中から完了後3年は行うことが望ましい。
- ・保全措置として採食地を整備したような場合はその場所のオオタカの利用状況等について調査を行う。
- ・モニタリングで得られた結果はフィードバックし、必要に応じて保全措置の再検討を行う。

## ④開発等への対応(環境アセスメント)



環境アセスメントとは、

- ・開発事業が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者が調査・予測・評価等を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度。1997年6月に環境影響評価法が成立。
- ・法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類。このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業については、必ず環境アセスメントを実施
- ・法に基づく環境アセスメントの手続きの中で、一般の方々や地方公共団体、主務大臣が意見を述べる機会がある。環境大臣意見の作成において「猛禽類保護の進め方」を活用。

## ④開発等への対応(法に基づく環境アセスメント)

### <環境影響評価における環境要素の区分>

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、その他
	水環境	水質、底質、地下水、その他
	土壤環境・その他の環境	地形・地質、地盤、土壤、その他
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物、動物、生態系	
人と自然との豊かな触れ合い	景観、触れ合い活動の場	
環境への負荷	廃棄物等、温室効果ガス等	
一般環境中の放射性物質	放射線の量	

## ④開発等への対応



### 【自治体における現状】

- ・条例に基づく環境影響評価や各種開発行為において猛禽類保護の進め方を活用
- ・自治体によっては猛禽類保護の進め方をベースにオオタカの保護指針を作成しており(埼玉県、神奈川県など)、指針に基づいて対応している。

### 【指定解除にあたっての課題・懸念】

- ・猛禽類保護の進め方や自治体の指針などはあくまで指針であり  
それ自体は法的な拘束力を持たない。
- ・そのため、指定解除により希少性が下がることにより、環境アセスメントや各種工事においてオオタカに配慮する必要がなくなると判断する事業者が増える可能性がある。

## ④開発等への対応



### 【指定解除後の対応】

- ・オオタカが里山を象徴する生態系上位種であることに変わりない。  
→「猛禽類保護の進め方」の考え方も変わらない。



- ・環境アセスメントの考え方や進め方をまとめた「環境アセスメント技術ガイド」の中に、オオタカのような生態系の上位種については、その希少性に関わらず、必要に応じて、生態系の上位種として選定する旨の記述を追加
- ・関係省庁や都道府県の環境アセスメント主管課、自然環境保全主管課等に周知を図る

# ⑤里地里山の保全

## 【現状】

- ・里地里山の環境の保全を促進

里地里山保全活用行動計画(平成22年9月策定)  
＜目的＞

- 里地里山の保全活用に対する国民の理解の促進
- 保全活用の取組を国民的な運動として展開

### 情報発信・技術支援

- ◆全国の里地里山の保全活動への支援
- ◆技術の方策モデル事例収集・発信



### 各種手法の検討

- ◆多様な主体の参加促進方策の検討
- ◆自然資源の管理・利活用方策の検討
- ◆典型的な里地里山の選定、保全活用推進効果の検証手法の策定

### 補助事業の創設

- ◆里地里山保全活動により発生する間伐材等のバイオマス資源の活用による低炭素化と里地里山の保全活用の促進に向けた支援事業

## ⑤里地里山の保全

### 【指定解除にあたっての課題・懸念】

- ・国内希少種であるオオタカの保護が里地里山の保全に寄与してきたという経緯があるが、指定解除により里地里山の保全の象徴(根拠)が失われるという懸念

### 【指定解除後の対応】

#### 国による里地里山保全の展開

生物多様性保全上重要な里地里山の選定(重要里地里山)  
(平成27年12月18日公表)

連携による取組強化

- ◆生物多様性など里地里山の自然条件や生態系ネットワークなどを考慮し、国土レベルでの重要な地域を500地域選定(東北地方は69地域)
- ◆選定基準の1つに、「豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカ・サシバが確認されている」ことが含まれている。
- ◆全国に発信し、保全活用の理解の促進や各地域での保全活用の主体的な取組の促進・拡大に活用

HP:「生物多様性保全上重要な里地里山」参照

目指す姿



～これまでの取組に加え～

SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク  
(平成25年9月設立)

#### <目的>

多様な主体の横断的な連携による国内における里地里山の取組の裾野拡大、保全・活用を通じた質的向上

#### <構成主体>

国、地方自治体、  
NPO、企業、学術  
研究機関等



里地里山への理解の促進や、各地域での取組の促進・拡大につながり、豊かな里地里山が地域の宝として次世代に引き継がれていくことを期待。

# ⑤里地里山の保全

環境省 > 自然環境・生物多様性 > 里地里山の保全・活用 > 重要里地里山トップ

## 生物多様性保全上重要な里地里山

重要里地里山トップ 里地里山と生物多様性 「重要里地里山」の選定 選定地一覧 関連リンク集

「重要里地里山」って、どんな里地里山？（各基準における評価のポイント）

基準1：多様で価値のある二次的自然環境を有する（評価のポイント）

- 従来のくらし・生業、新たな活動等、人の適切な関与がなければ劣化、消失のおそれがある身近な自然（手入れの行き届いた社叢林などの残存林、ため池・自然水路、二次草原（半自然草原）、氾濫原・谷津田等の低地・湿地など）がある。
- 農地、ため池、二次林・草原などの環境がモザイク状に存在し、動的な土地利用が行われている。

基準2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する（評価のポイント）

- 対象地において、里地里山に特徴的な種（里地里山の環境を好む種、里地里山の環境に依存性の高い種、複数の異なる環境を必要とする種）、あるいは希少種についての生息・生育情報をある。（種名、種数など）
- 希少種、象徴種などの保全の取組によって、当該里地里山全体の保全、その他さまざまな種の保全につながっている。

基準3：生態系ネットワークの形成に寄与する（評価のポイント）

- 豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカ・サシバが確認されている。（これらの里地里山を残していくことが、全国的な生態系ネットワークの形成において重要とされている。）
- 渡り鳥の生息地・中継地点として、国際的に重要な地域である。
- 生きものの視点から見たつながり、生態系の視点（森・里・川・海等）から見たつながりを確保している。

※本選定では、自然性の高い環境であっても、地域の認識をもとに「地域住民にとって身近な自然」「手をかけて守り続けている自然」であると判断した場合には、選定の対象とした。

選定基準

選定地分布 宮城県

選定地分布図 宮城県

No.	選定地の所在地（市区町村）	選定地の名称
4-1	仙台市青葉区	里葉山
4-2	仙台市青葉区	墨武士・大倉地区
4-3	仙台市太白区	洋芝地区

選定地一覧

<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html>

## ⑥モニタリングの実施



### 【指定解除後の対応】

- ・定期的なモニタリングの実施を予定。

東日本:生息状況の変化を定量的に把握するためのモニタリング区(6箇所程度)を設定して営巣数と繁殖成績などを調査

西日本:生息密度が低いため、聞き取り調査により状況を把握

- ・生息状況の変化について定量的に把握するため、モニタリング区を設定
- ・そのほか、指定解除後の捕獲状況など必要な情報の収集についても検討中。

## ⑦指定解除後の再評価



### 【指定解除後の対応】

- ・モニタリング等により個体数の減少が確認された場合は、速やかに「絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会鳥類分科会(非公開)」を開催し、レッドリストカテゴリーの再評価を行う。
- ・その結果、絶滅のおそれがあると評価された際には、毎年開催する「国内希少野生動植物種の指定に関する検討会」において速やかに検討し、遅滞なく国内希少野生動植物種への再指定を行う。

# 指定解除までの手順



## ○意見交換会

1月23日(土):仙台、2月13日(土):大阪、3月5日(土):東京

※指定解除に関して、ウェブサイト上で意見募集を実施

※意見交換会、ウェブサイトで受けた意見について対応を検討



## ○パブリックコメント

## ○中央環境審議会野生生物小委員会